

事務室から重要なお知らせ

学校事務につきましては、格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、4月にもご協力いただきました、「高等学校等就学支援金（2回目）」の申請書類を6月中旬に配布します。今回は、4月とは異なり、平成30年度の課税額がわかる書類が必要になります。

併せて、その他の減免・支援制度について改めてご案内します。申請漏れのないようにしてください。

平成30年度 減免・支援制度について				
	ア	イ	ウ	エ
支援制度	高等学校等就学支援金	入学料の減免	諸会費の減免	奨学のための給付金
支援の対象	授業料 (年 118,800 円)	入学料 (入学時 5,650 円)	諸会費 (年 39,960 円)	—
免除・給付される金額	全額	全額	空調費と生徒会費 以外の金額	家庭状況により 金額が異なります
対象者	・市町村民税所得割額 <u>30万4,200円未滿</u> (※目安は <u>年収 910万円以下</u>)の世帯	・非課税世帯 (生業扶助受給世帯は除く) ・家計に急変のあった世帯	・非課税世帯 ・生活保護受給世帯 ・家計に急変のあった世帯	・非課税世帯 ・生活保護受給世帯
注意事項	<u>入学時と7月の2回申請書類を提出します。必ず全員が提出します。</u>	まだ書類を持っていない方は、 <u>事務室</u> に取りに来てください。 課税額のわかる書類は、 <u>平成30年度</u> のものが 必要です。注意してください。		2回目の就学支援金申請書とともに案内を配布します。

【よくある質問 Q&A】

Q 「高等学校等就学支援金」の申請を希望しない場合は、提出しなくてもよいですか？

A いいえ。申請を希望しない場合であっても、「申請しない」旨を提出してください。

その他の支援・減免制度については、申請を希望しない場合は提出していただくなくて結構です。

Q 高等学校等就学支援金は1回提出すれば良いですか？

A いいえ。申請は、1年生は2回、2,3年生は1回ずつ毎年度提出してください。1年生は、入学時と7月の2回とも必ず提出してください。2年生以降は、毎年7月頃に1回提出してください。

Q 課税額（市町村民税所得割額）は何で確認できますか？

A 主に、①（非）課税証明書、②特別徴収税額の決定・変更通知書、③納税通知書で確認を行っています。源泉徴収票では課税額は確認できません。

生活保護の受給状況については、生活保護受給証明書（受給証ではありません）で確認を行っています。なお、生活保護受給世帯については、「奨学のための給付金」の申請の際に7月1日以降に発行された証明書が必要です。注意してください。

